

証券コード 6192

2019年7月12日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
 代表取締役社長 濱 村 聖 一

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年7月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
 ホテル雅叙園東京 4階「飛鳥」
 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 報告事項
- 第15期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第15期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hyas.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、個人消費の持ち直し、企業収益や雇用情勢の改善などが進み、全体として緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、貸家の新設住宅着工戸数が前年より減少したものの、持家・分譲住宅が前年の水準を上回り、全体ではほぼ前年同様となりました。

当社グループにおける当連結会計年度は、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業を中心に、会員企業の成果に連動する「ロイヤルティ等」が伸長する一方、今後の成長のために販売費及び一般管理費が増加しました。当連結会計年度における「ロイヤルティ等」の売上高は3,454百万円（前期比48.9%増）、売上総利益は1,763百万円（前期比68.0%増）となりました（当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます）。

「R+house」事業においては、事業の垂直統合強化の投資を行っております。例えば、前連結会計年度には技術本部機能の内製化を行い（2018年2月に株式会社アンビエントホールディングス及び株式会社ハウス・イン・ハウスから「R+house」、「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（ADM）」、「ハウス・イン・ハウス」事業に係る技術本部機能を譲り受けました）、当連結会計年度において利益率が改善しております。また8月には、株式会社ロジックとの合弁会社である株式会社LHアーキテクチャを設立しました。株式会社ロジックは、「R+house」において数多くの実績を残している会社です。共同で「R+house」の空きエリアに進出し、モデルハウスや住宅総合展示場を活用した取り組みを行います。そこで蓄積したノウハウを会員企業にも共有することにより、「R+house」ブランドの認知度向上、集客数アップといった成果の早期創出、ひいては「R+house」事業の成長の加速を目指します。さらに12月に、建築部材の企画開発製造を行うファブレスメーカーであるHCマテリアルを完全子会社化しました。部材コストの低減と品質向上、顧客ニーズにあった部材の開発、部材の安定供給体制の構築を図っていく考えです。

「R+house」事業以外では、2019年1月にGARDENS GARDEN株式会社を設立し、2月に造園・エクステリア・外構の市場に新たな価値を創出する新規事業「GARDENS GARDEN」を開始しました。GARDENS GARDEN株式会社ではガーデンの設計を担い、その設立は設計依頼に対応できる体制とキャパシティ確保のためです。その後、当初見込みを上回るペースで会員企業が増加したため、4月末に一次募集を終了しました。今後、本格的に会員企業が稼働していくため、一次募集終了後は会員企業の成果創出へ向けて注力してまいります。

販売費及び一般管理費については、引き続き将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めました。広告宣伝活動ではウェブを中心に据え、消費者向けに、主に「R+house」ブランドの認知度向上に注力しております。具体的には「R+house」などサービスごとに公式ウェブサイトを開設し、住宅・不動産資産の価値向上につながる情報を発信しております。当連結会計年度においては公式ウェブサイト経由での資料請求数、イベント申込数が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,099百万円（前期比30.9%増）、営業利益は416百万円（前期比16.3%増）、経常利益は414百万円（前期比16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は240百万円（前期比19.9%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、「R+house」を中心としてロイヤルティ等が伸長し、売上高は5,659百万円、営業利益は572百万円となりました。

・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の受注数が順調に増加した一方、新たに設立した株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社において、投資としてのコストが先行していることから、売上高は540百万円、営業損失は151百万円となりました。

・その他

その他における当連結会計年度は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は14百万円、営業利益は1百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中に、当社において第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により97,890千円の調達を行いました。また、当社において運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と総額1,250,000千円のコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結いたしました。

みずほ銀行	コミットメントライン契約	600,000千円
三井住友銀行	当座貸越契約	300,000千円
三菱UFJ銀行	当座貸越契約	200,000千円
三井住友信託銀行	当座貸越契約	150,000千円

② 設備投資

当社において本社増床工事として102,624千円、R+houseモデルハウス建築及び用地取得として104,935千円、株式会社LHアーキテクチャにおいて大分県大分市の住宅総合展示場へのR+houseの出展として50,630千円の設備投資を行いました。

③ 事業譲受

株式会社LHアーキテクチャは、株式会社ロジックと2018年8月31日に吸収分割契約を締結しております。これにより、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジックの成田地区のR+house事業を譲り受けております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第12期	第13期	第14期	第15期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	3,191,601	3,971,768	4,659,870	6,099,605
経常利益(千円)	228,279	303,217	355,421	414,193
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	143,382	185,115	200,638	240,541
1株当たり当期純利益	8円60銭	8円31銭	8円97銭	10円68銭
総資産(千円)	1,537,684	1,905,596	2,542,612	3,876,911

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。第14期及び第15期の期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式331,400株を含めております。
2. 当社は、2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
売上高(千円)	3,106,530	3,838,108	4,341,779	5,239,690
経常利益(千円)	224,433	283,451	317,758	403,612
当期純利益(千円)	141,219	166,095	216,986	279,729
1株当たり当期純利益	8円47銭	7円46銭	9円70銭	12円42銭
総資産(千円)	1,550,525	1,818,669	2,421,938	3,556,659

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。第14期及び第15期の期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式331,400株を含めております。
2. 当社は、2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 a n s	20,000千円	100.0%	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅相談
一般社団法人住宅不動産資産 価値保全保証協会	－千円	－%	地盤に関する調査解析保証
株式会社K-コンサルティング	14,500千円	70.0%	不動産コンサルティング
株式会社アール・プラス・マ テリアル	6,000千円	100.0%	建築資材の開発及び供給
株式会社ウェルハウジング	20,000千円	75.0%	建築工事の請負及び施工等
ハイアス・プロパティマネジ メント株式会社	5,000千円	51.0%	宿泊施設に関する運営及び管理
ハイアス・キャピタルマネジ メント株式会社	10,000千円	100.0%	不動産投資型クラウドファンディング の企画及び運営
株式会社LHアーキテクチャ	10,000千円	60.0%	建築工事の請負及び施工等
SUNRISE株式会社	20,000千円	75.0%	建築工事の請負及び施工等
株式会社HCマテリアル	5,000千円	100.0%	建築資材の企画開発製造及び販売
GARDENS GARDEN株式 会社	10,000千円	80.0%	外構の設計

- (注) 1. 株式会社K-コンサルティングは、2019年4月26日付で株主割当増資を行い、資本金が増加しております。また、2019年4月28日に当社が株式会社K-コンサルティング株式の新株予約権を行使したことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。
2. 2018年5月16日にハイアス・キャピタルマネジメント株式会社を設立いたしました。
3. 2018年8月21日に株式会社LHアーキテクチャを設立いたしました。2018年9月1日付で株式会社ロジックの成田事業を承継いたしました。
4. 2018年11月1日にSUNRISE株式会社を設立いたしました。
5. 2018年12月27日に株式会社HCマテリアルの全株式を取得し同社を完全子会社化いたしました。
6. 2019年1月15日にGARDENS GARDEN株式会社を設立いたしました。

(5) 対処すべき課題

① 持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出（施工件数等の増加）によるロイヤルティ等の成功報酬型の収入の獲得に取り組んでまいります。近年では、ロイヤルティ等を強化するために積極的な投資を行ってまいりました。例えば、R+house事業におけるモデルハウスの自社展開や、R+house事業等の技術本部機能の内製化によって、ノウハウの開発力を強化しております。ここで得られたノウハウは会員企業に展開する考えです。また、販売費及び一般管理費を投下し、R+house等のブランディング活動を行うことで、会員企業の受注の後押しを図っております。

「経営効率化パッケージ」においても、提供するシステムの機能追加・バージョンアップを引き続き進め、安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

② 新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを調査・開発し、これまでも年2つ程度の新商品を確実に提供してまいりました。今後も既存商品の充実に加えて、新商品や関連分野への展開を図ることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実を図ってまいります。

③ 各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることを志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうちR+houseをはじめとする「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、ハイスピード工法をはじめとする「工法事業モデル」を導入している専門工事会社の対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。また、不動産事業を営む会員企業へ、不動産関連の商品である不動産相続の相談窓口事業と、不動産の出口部分にあたる戸建賃貸のWILL STYLE事業や戸建宿泊施設のRakuten STAY HOUSE×WILL STYLE事業を組み合わせることで、商品間の相乗効果につながり、一般消費者への訴求力が高まります。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結び付けて、会員企業間の連携による相乗効果を推進しております。また、商品毎に年1回会員企業が一堂に会して開催される全国大会や会員企業が集まる各種会合においても、それぞれの成功事例や手法が共有され、会員企業間の連携が図られております。今後も会員企業支援による成果創出と同時に会員企業間、商品間の相乗効果を生み出すことによって、収益性を高めていく方針であります。

④ 業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行っております。住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。事業の拡大と共に連結子会社が11社となり、今後、人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2019年4月30日現在）

- ① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
- ② ASPを活用した経営支援業務
- ③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
- ④ 地盤に関する調査解析保証業務
- ⑤ 不動産コンサルティング業務
- ⑥ 建築資材の開発・製造・調達・供給業務
- ⑦ 建築工事の請負及び施工業務
- ⑧ 宿泊施設に関する運営及び管理業務
- ⑨ 外構の設計業務

(7) 主要な事業所及び使用人の状況（2019年4月30日現在）

① 主要な事業所

本 社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

② 子会社

株式会社ans：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目5番10号

株式会社アール・プラス・マテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目2番9号

株式会社ウェルハウジング：茨城県守谷市松ヶ丘三丁目20番地1

ハイアス・プロパティマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

株式会社LHアーキテクチャ：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

SUNRISE株式会社：長野県松本市寿中一丁目9番25号

株式会社HCマテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目2番9号

GARDENS GARDEN株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

③ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
187 (34) 名	32名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
134 (27) 名	17名増 (増減なし)	33.4歳	3.2年

(注) 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（2019年4月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	720,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2019年4月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 66,960,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,318,700株（自己株式172株含む） |
| (3) 株主数 | 4,306名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
濱 村 聖 一	2,197,200株	9.42%
柿 内 和 徳	1,341,000株	5.75%
川 瀬 太 志	1,224,000株	5.25%
株 式 会 社 H A M A M U R A H D	1,200,000株	5.15%
株 式 会 社 安 成 工 務 店	1,197,000株	5.13%
大 津 和 行	1,077,000株	4.62%
東 新 住 建 株 式 会 社	720,000株	3.09%
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	669,600株	2.87%
中 山 史 章	603,000株	2.59%
山 本 嘉 人	458,000株	1.96%

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式331,400株は含まれておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第4回新株予約権（取締役および従業員分）

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有者数
取締役	306個	普通株式 550,800株	自2015年4月17日 至2022年7月30日	1株当たり 84円	6名
社外取締役	25個	普通株式 45,000株	自2015年4月17日 至2022年7月30日	1株当たり 84円	1名
計	331個	普通株式 595,800株			7名

② 第5回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有者数
取締役	8,000個	普通株式 72,000株	自2017年12月9日 至2025年11月30日	1株当たり 84円	3名
社外取締役	5,000個	普通株式 45,000株	自2017年12月9日 至2025年11月30日	1株当たり 84円	1名
計	13,000個	普通株式 117,000株			4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 第6回新株予約権の概要

決議年月日	2018年9月14日
募集又は割当の方法	第三者割当の方法による
新株予約権の総数	9,195個（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権の発行価額の総額	1,342,470円

新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 919,500株 割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、468円（2018年9月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値と同額）とします。
行使価額の修正	新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日行使価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。 「下限行使価額」とは、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。
資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
割当日	2018年10月5日
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。

その他	<p>当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。</p> <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。</p>
-----	--

- (注) 1. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
2. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
3. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

② 第7回新株予約権の概要

決議年月日	2018年9月14日
募集又は割当の方法	第三者割当の方法による
新株予約権の総数	4,733個（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権の発行価額の総額	383,373円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 473,300株 割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初845円とする。

行使価額の修正

当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

「下限行使価額」とは、2018年9月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
割当日	2018年10月5日
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。
その他	<p>当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。</p> <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。</p>

- (注) 1. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
2. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
3. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

③ 第8回新株予約権の概要

決議年月日	2018年9月14日
募集又は割当の方法	第三者割当の方法による
新株予約権の総数	1,610個（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権の発行価額の総額	109,480円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 161,000株 割当株式数が調整される場合には、第8回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初1,242円とする。

行使価額の修正

当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

「下限行使価額」とは、2018年9月14日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

資本組入額	第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
割当日	2018年10月5日
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。
その他	<p>当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。</p> <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先による本新株予約権の取得に係る請求が定められております。</p>

- (注) 1. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
2. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
3. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年4月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
濱村 聖一	代表取締役社長	
川瀬 太志	取締役	常務執行役員事業開発本部長 株式会社ans 代表取締役 ハイアス・プロパティマネジメント株式会社 代表取締役 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役
柿内 和徳	取締役	常務執行役員経営支援本部長 株式会社LHアーキテクチャ 取締役
西野 敦雄	取締役	執行役員経営管理本部長
中山 史章	取締役	執行役員経営支援本部副本部長 株式会社アール・プラス・マテリアル 取締役
福島 宏人	取締役	執行役員
鵜飼 達郎	取締役	執行役員 株式会社ans 取締役 株式会社HCマテリアル 監査役 株式会社アール・プラス・マテリアル 取締役 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社 取締役
荻原 俊彦	取締役	行政書士荻原総合事務所 代表 合同会社荻原総合事務所 代表
赤井 厚雄	取締役	早稲田大学 研究院客員教授 株式会社ナウキャスト 取締役会長 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事 一般社団法人住宅不動産取引支援機構 代表理事 株式会社スマートプラス 常勤監査役
森田 正康	取締役	株式会社ヒトメディア 代表取締役 株式会社トランネット 代表取締役 Classi株式会社 取締役 株式会社エボラブルアジア 監査役 株式会社ヒトトキインキュベーター 代表取締役 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS 取締役 English Central Inc. 取締役 株式会社オープンエイト 取締役 株式会社まぐまぐ 監査役 株式会社アルビレックス新潟 取締役

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
大津和行	常勤監査役	株式会社ans 監査役 株式会社K-コンサルティング 監査役 株式会社ウェルハウジング 監査役 株式会社LHアーキテクチャ 監査役 SUNRISE株式会社 監査役 一般財団法人高性能住宅総合保証 監事 GARDENS GARDEN株式会社 監査役
山本泰功	監査役	有限会社ウイングスコンサルティング 代表取締役
坂田真吾	監査役	本間合同法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役荻原俊彦氏、同赤井厚雄氏、同森田正康氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本泰功氏、同坂田真吾氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大津和行氏は、長年にわたる経理財務業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役山本泰功氏は銀行及びベンチャーキャピタルにて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、赤井厚雄氏、森田正康氏、山本泰功氏及び坂田真吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	基本報酬 (百万円)	役員株式給付引当金 繰入額 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	176 (19)	23 (2)	199 (21)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15 (5)	2 (1)	17 (6)
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	192 (24)	25 (4)	217 (28)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会で年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。また、これとは別枠で、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会で年額5千万円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	荻 原 俊 彦	行政書士荻原総合事務所 合同会社荻原総合事務所	代表 代表
取 締 役	赤 井 厚 雄	早稲田大学 株式会社ナウキャスト 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 一般社団法人住宅不動産取引支援機構 株式会社スマートプラス	研究院客員教授 取締役会長 理事 代表理事 常勤監査役
取 締 役	森 田 正 康	株式会社ヒトメディア 株式会社トランネット Classi株式会社 株式会社エポラブルアジア 株式会社ヒトトキインキュベーター 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS English Central Inc. 株式会社オープンエイト 株式会社まぐまぐ 株式会社アルビレックス新潟	代表取締役 代表取締役 取締役 監査役 代表取締役 取締役 取締役 取締役 監査役 取締役
監 査 役	山 本 泰 功	有限会社ウイングスコンサルティング	代表取締役
監 査 役	坂 田 真 吾	本間合同法律事務所	弁護士

- (注) 1. 取締役赤井厚雄氏は、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会の理事を兼職しております。当社は同法人と営業取引があります。
2. 当社は、本間合同法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
3. 上記以外に、各社外役員の兼職する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 荻原俊彦	15回	100.0%	—	—
取締役 赤井厚雄	15回	100.0%	—	—
取締役 森田正康	15回	100.0%	—	—
監査役 山本泰功	15回	100.0%	13回	100.0%
監査役 坂田真吾	15回	100.0%	13回	100.0%

取締役会及び監査役会における発言状況

取締役荻原俊彦氏は、取締役会において、行政書士としての高い見識や企業での法務実務の豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

取締役赤井厚雄氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識や金融機関での豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

取締役森田正康氏は、取締役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

監査役山本泰功氏は、取締役会・監査役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

監査役坂田真吾氏は、取締役会・監査役会において、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、客観的視点から質問・発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

【I】業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ② リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
 - ③ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。
 - ④ 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - ② グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
 - ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ② 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

【Ⅱ】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査室は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、代表取締役社長に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

(2) リスク管理について

当社グループでは、「リスク管理規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機の解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、常務会において、取締役会への付議事項や重要な案件、業務の執行状況等について協議しております。

(4) グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、経営管理本部にて管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

(5) 監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜直接閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人から定期的に報告を受ける他、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当性向30%を目安として、配当を実施しております。

株主への利益還元の機会を充実させるため、年2回の配当を実施する方針であります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき1.7円とさせていただく予定です。すでに2019年1月21日に実施済みの中間配当金1株当たり1.7円とあわせまして、年間配当金は1株当たり3.4円となります。

連結貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,183,300	流動負債	2,071,118
現金及び預金	1,188,227	買掛金	349,816
受取手形及び売掛金	579,344	短期借入金	620,000
商品	82,531	1年内返済予定の 長期借入金	135,004
販売用不動産	157,199	リース債務	8,577
前渡金	49,905	未払金	208,714
その他	154,012	未払法人税等	141,691
貸倒引当金	△27,920	前受金	360,517
固定資産	1,693,610	賞与引当金	7,925
有形固定資産	698,374	その他	238,871
建物及び構築物	480,897	固定負債	445,313
機械装置	16,605	長期借入金	359,855
工具、器具及び備品	70,174	リース債務	24,303
土地	104,940	役員株式給付引当金	25,497
リース資産	13,132	株式給付引当金	33,757
建設仮勘定	11,250	その他	1,901
その他	1,373	負債合計	2,516,431
無形固定資産	658,865	(純資産の部)	
ソフトウェア	110,983	株主資本	1,331,436
のれん	439,987	資本金	432,420
その他	107,894	資本剰余金	366,397
投資その他の資産	336,371	利益剰余金	832,158
投資有価証券	42,000	自己株式	△299,539
敷金及び保証金	170,085	新株予約権	1,456
繰延税金資産	52,733	非支配株主持分	27,587
その他	86,997	純資産合計	1,360,479
貸倒引当金	△15,445	負債純資産合計	3,876,911
資産合計	3,876,911		

連結損益計算書

(2018年5月1日から)
(2019年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,099,605
売上原価		2,154,692
売上総利益		3,944,912
販売費及び一般管理費		3,528,373
営業利益		416,538
営業外収益		
受取利息	8	
受取入金	1,300	
受取保険料	476	
その他	1,215	3,000
営業外費用		
支払利息	4,870	
その他	475	5,346
経常利益		414,193
特別利益		
負のれん発生益	3,181	3,181
特別損失		
固定資産除却損	3,937	3,937
税金等調整前当期純利益		413,437
法人税、住民税及び事業税	194,767	
法人税等調整額	△20,817	173,950
当期純利益		239,487
非支配株主に帰属する当期純利益		△1,054
親会社株主に帰属する当期純利益		240,541

連結株主資本等変動計算書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	364,839	298,816	660,658	△299,525	1,024,788
当連結会計年度変動額					
新株の発行	67,581	67,581			135,162
剰余金の配当			△69,041		△69,041
親会社株主に帰属する 当期純利益			240,541		240,541
自己株式の取得				△14	△14
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額計 当合	67,581	67,581	171,499	△14	306,647
当連結会計年度末残高	432,420	366,397	832,158	△299,539	1,331,436

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	-	14,641	1,039,430
当連結会計年度変動額			
新株の発行			135,162
剰余金の配当			△69,041
親会社株主に帰属する 当期純利益			240,541
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	1,456	12,945	14,401
当連結会計年度変動額計 当合	1,456	12,945	321,048
当連結会計年度末残高	1,456	27,587	1,360,479

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数 | 11社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社 a n s
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
株式会社K-コンサルティング
株式会社アール・プラス・マテリアル
株式会社ウェルハウジング
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社
株式会社LHアーキテクチャ
SUNRISE株式会社
株式会社HCマテリアル
GARDENS GARDEN株式会社 |

当連結会計年度において、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、GARDENS GARDEN株式会社を新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。また、株式会社HCマテリアルについては株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～22年

機械装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「商品」に含めていた「販売用不動産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(5) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

役員向け株式交付信託について

当社は、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式を取引市場で売却した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は79,870千円、114,600株であります。

従業員向け株式交付信託について

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は219,602千円、331,400株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 162,082千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,318,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年7月30日 定時株主総会（注）1	普通株式	30,036千円	1.33円	2018年4月30日	2018年7月31日
2018年12月14日 取締役会（注）2	普通株式	39,005千円	1.70円	2018年10月31日	2019年1月21日

(注) 1 2018年7月30日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金593千円が含まれております。

2 2018年12月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年7月30日 定時株主総会(注)	普通株式	利益剰余金	39,641千円	1.70円	2019年4月30日	2019年7月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,482,900株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,188,227	1,188,227	－
②受取手形及び売掛金	579,344	579,344	－
③敷金及び保証金	170,085	167,224	△2,861
資産計	1,937,657	1,934,796	△2,861
①買掛金	349,816	349,816	－
②短期借入金	620,000	620,000	－
③未払金	208,714	208,714	－
④未払法人税等	141,691	141,691	－
⑤長期借入金 (1年内返済含む)	494,859	492,093	△2,765
負債計	1,815,080	1,812,315	△2,765

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金 (1年内返済含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	42,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には記載しておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 58円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円68銭 |

当社は、株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であります。

6. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割)

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、当社のアフターメンテナンス事業を会社分割（簡易新設分割）し、新設する株式会社家価値サポート（以下「新設会社」という。）に承継させる（以下「本会社分割」という。）とともに、当社の子会社とすることを決議いたしました。本会社分割後、新設会社の株式の一部を、同事業の提携先である環境機器株式会社及び当社の顧問であり新設会社の代表取締役社長に就任予定の中林昌人に譲渡する予定です。

(1) 会社分割（新設分割）の概要

① 対象となった事業の名称、内容、規模

事業の名称：家価値サポート

事業の内容：戸建住宅のアフターメンテナンス事業

事業の規模：売上高 114百万円（2019年4月期）

② 企業結合日

2019年5月9日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）方式

④ 新設会社の概要

名称 株式会社家価値サポート

資産・負債及び純資産の額 資産の額 62,887千円

負債の額 41,987千円

純資産の額 20,899千円

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(業績条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を以下のとおり付与することを決議いたしました。

新株予約権の募集の目的及び理由	中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。
新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳	当社の取締役、監査役及び従業員 132名 1,320個 (132,000株) 当社子会社の取締役及び従業員 35名 770個 (77,000株)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	209,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、291円とする。
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	61,028,000円 ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は変動する。

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
<p>新株予約権の払込期日</p>	<p>2019年6月28日</p>
<p>新株予約権の割当日</p>	<p>2019年6月13日</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2020年8月1日から2029年6月12日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(株価条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を以下のとおり付与することを決議いたしました。

新株予約権の募集の目的及び理由	中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。
新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳	当社の取締役及び従業員 64名 8,219個 (821,900株) 当社子会社の取締役及び従業員 20名 2,281個 (228,100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	1,050,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、291円とする。
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	306,600,000円 ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は変動する。

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
<p>新株予約権の払込期日</p>	<p>2019年6月28日</p>
<p>新株予約権の割当日</p>	<p>2019年6月13日</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2019年6月13日から2029年6月12日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

7. 企業結合に関する注記

(事業譲受)

株式会社ロジックと株式会社LHアーキテクチャ間で2018年8月31日に吸収分割契約を締結しております。これにより、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジック社の成田地区のR+house事業を承継いたしました。

(1) 事業譲受の概要

① 譲受先企業の名称及びその事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社ロジック
事業内容 建築工事

② 事業譲受を行った主な理由

株式会社ロジックは、2010年の設立以降、九州地区を中心に、当社の展開する、アトリエ建築家とつくる高性能デザイナーズ注文住宅R+houseにおいて数多くの実績を残している会社です。今後のさらなる成長のために、九州地区以外への進出を目指しております。

一方当社は、当社グループが建築、運営主体となるモデルハウスの展開や住宅総合展示場への出展を進めております。今回の計画では、株式会社ロジックと当社が合弁会社を設立し、空きエリア(※)に進出し、モデルハウスや住宅総合展示場を活用した取り組みを行います。単に空きエリアを活用するだけでなく、そこで蓄積したノウハウを会員企業にも共有することにより、R+houseブランドの認知度向上、集客数アップといった成果の早期創出、ひいてはR+house事業の成長の加速を目指します。

なお、株式会社ロジック社は先行して千葉県成田地区でR+houseの店舗をオープンしております。株式会社ロジックと株式会社LHアーキテクチャが吸収分割契約を締結し、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジックの成田地区のR+house事業を承継いたしました。

(※)R+house事業では、日本全国をエリアで区切り、各エリアで会員企業が販売活動を行っております。

③ 事業譲受日

2018年9月1日

④ 法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2018年9月1日から2019年4月30日

(3) 事業譲受後企業の名称

変更はありません。

(4) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業取得であったため

- (5) 譲受事業の取得原価
49,221千円
- (6) 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額
資産 18,534千円
負債 18,419千円
- (7) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等 2,495千円
- (8) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
49,023千円
- ② 発生原因
主として株式会社ロジックが成田地区でR+house事業を展開していたことによって期待される超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却
- (9) 事業譲受が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,565,691	流動負債	1,731,176
現金及び預金	649,245	買掛金	312,065
受取手形	1,119	短期借入金	620,000
売掛金	481,703	1年内返済予定の長期借入金	133,336
商売用不動産	82,488	リース債務	5,783
前渡金	145,303	未払金	173,304
前払費用	30,385	未払費用	68,269
関係会社短期貸付金	91,255	未払法人税等	99,360
その他の金	78,677	未払消費税等	66,895
貸倒引当金	32,583	前受金	219,427
	△27,070	預り金	31,989
固定資産	1,990,967	その他の	743
有形固定資産	516,916	固定負債	425,445
建物	309,528	長期借入金	358,330
構築物	16,414	リース債務	15,405
機械装置	16,605	役員株式給付引当金	25,497
工具、器具及び備品	64,433	株式給付引当金	25,213
土地	104,940	その他の	1,000
リース資産	2,897	負債合計	2,156,622
貸用固定資産	2,096	(純資産の部)	
無形固定資産	593,610	株主資本	1,398,580
ソフトウェア	98,016	資本金	432,420
のれん	397,500	資本剰余金	362,019
商標	4,653	資本準備金	332,420
リース資産	13,736	その他資本剰余金	29,598
ソフトウェア仮勘定	79,703	利益剰余金	903,681
投資その他の資産	880,441	その他利益剰余金	903,681
投資有価証券	40,000	繰越利益剰余金	903,681
関係会社株式	162,732	自己株式	△299,539
関係会社社債	4,000	新株予約権	1,456
関係会社長期貸付金	415,132	純資産合計	1,400,036
敷金及び保証金	145,152	負債・純資産合計	3,556,659
破産更生債権等	15,426		
繰延税金資産	50,430		
その他の	62,993		
貸倒引当金	△15,426		
資産合計	3,556,659		

損益計算書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,239,690
売上原価	1,838,566
売上総利益	3,401,124
販売費及び一般管理費	3,002,444
営業利益	398,680
営業外収益	
受取利息	5,390
有価証券利息	300
貸付料収入	1,673
業務受託料	2,300
その他	1,548
営業外費用	
支払利息	4,685
減価償却費	1,118
その他	475
経常利益	403,612
特別損失	
子会社株式評価損	13,999
税引前当期純利益	389,612
法人税、住民税及び事業税	138,005
法人税等調整額	△28,121
当期純利益	279,729

株主資本等変動計算書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金 計	益 金 計			
当事業年度期首高	364,839	264,839	29,598	294,437	692,993	692,993	△299,525	1,052,746		
事業年度中の変動額										
新株の発行	67,581	67,581		67,581						135,162
剰余金の配当					△69,041	△69,041				△69,041
当期純利益					279,729	279,729				279,729
自己株式の取得							△14			△14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	67,581	67,581	-	67,581	210,687	210,687	△14			345,834
当事業年度期末高	432,420	332,420	29,598	362,019	903,681	903,681	△299,539	1,398,580		

	新 予 約	株 権	純 資 産 計
当事業年度期首高	-		1,052,746
事業年度中の変動額			
新株の発行			135,162
剰余金の配当			△69,041
当期純利益			279,729
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,456		1,456
事業年度中の変動額合計	1,456		347,290
当事業年度期末高	1,456		1,400,036

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 関係会社株式及び関係会社社債 移動平均法による原価法
 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。
 販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。
 （賃貸用固定資産及びリース資産を除く）なお主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物 15～22年
 構築物 15年
 機械装置 7～8年
 工具、器具及び備品 2～20年
 賃貸用固定資産 賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。
 なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。
 建物 8年
 工具、器具及び備品 8年
 無形固定資産 定額法を採用しております。
 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。
 商標権 10年
 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- | | |
|--------------------|---|
| (4) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 役員株式給付引当金 | 役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| 株式給付引当金 | 従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| (5) のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。 |
| (6) 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。)の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。また、当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細は連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)追加情報」に記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 129,877千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 24,027千円 |
| 短期金銭債務 | 37,088千円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|---------------------|------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | 売上高 | 132,464千円 |
| | 営業費用 | 269,273千円 |
| (2) 営業取引以外の取引による取引高 | | 9,558千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株数 | |
| 普通株式 | 446,172株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式のうち、信託が所有する株式数 | |
| 普通株式 | 446,000株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

貸倒引当金	13,012千円
役員株式給付引当金	7,807千円
株式給付引当金	7,720千円
フリーレント賃料	4,283千円
未払事業税	7,689千円
子会社株式	4,286千円
資産除去債務	3,347千円
その他	2,283千円
繰延税金資産合計	50,430千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ans	所有 直接100%	資金の貸借	資金の回収 利息の受取 (注) 2	15,000 835	短期貸付金 長期貸付金	30,000 15,000
子会社	株式会社 K-コンサル ティング	所有 直接 70%	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1 資金の回収 利息の受取 (注) 2	60,059 16,660 717	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	19,509 40,550 277
子会社	株式会社 ウェルハウ ジング	所有 直接 75%	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1 資金の回収 利息の受取 (注) 2	50,000 11,250 1,828	短期貸付金 長期貸付金	22,500 106,250
子会社	株式会社 LHアーキ テクチャ	所有 直接 60%	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	220,000 1,758	長期貸付金	220,000
子会社	SUNRISE 株式会社	所有 直接 75%	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 2	40,000 244	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	6,668 33,332 244

(注) 1. 資金の貸付については、担保は受け入れておりません。

2. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 61円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円42銭 |

当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当事業年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割)

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、会社分割により子会社を設立することを決議し、2019年5月9日付で設立しております。

なお、詳細は連結注記表の「6. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

(業績条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を付与することを決議いたしました。

なお、詳細は連結注記表の「6. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

(株価条件付き有償新株予約権の発行)

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議し、2019年6月11日開催の取締役会において、当該新株予約権を付与することを決議いたしました。

なお、詳細は連結注記表の「6. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

11. 企業結合に関する注記

(事業譲受)

株式会社ロジックと株式会社LHアーキテクチャ間で2018年8月31日に吸収分割契約を締結しております。これにより、株式会社LHアーキテクチャが株式会社ロジック社の成田地区のR+house事業を承継いたしました。

なお、詳細は連結注記表の「7. 企業結合に関する注記」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 永 貴 雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富永貴雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村純一 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から年度損益計画概要、並びに四半期及び期末決算概要その他職務の執行状況について報告を受け、また会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人に必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各社の取締役・監査役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、常勤監査役が監査役を兼任している6社（株式会社ans、株式会社K-コンサルティング、株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、GARDENS GARDEN株式会社）においては当該子会社の取締役会に出席する等、必要に応じて事業の報告を受け、またその主要事業所に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
内部監査部門については、事前に監査計画の協議を行い、実施した監査の結果につき監査終了後、内部監査部門の責任者から定期的に必要な説明を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月26日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 監査役会

常勤監査役 大津 和行 ⑩

社外監査役 山本 泰功 ⑩

社外監査役 坂田 真吾 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1.7円 総額39,641,498円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年7月31日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 (再任)	はまむらせい いち 濱村聖一 (1961年11月22日生)	1982年4月 日本電池株式会社(現株式会社GSユアサ)入社 1983年6月 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 1995年5月 同社 取締役 2001年5月 同社 常務取締役 2003年5月 株式会社エス・アイ・リンク 代表取締役社長 2004年5月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 代表取締役社長 2005年3月 当社設立 代表取締役社長(現任)	普通株式 2,197,200株
2 (再任)	かわせみと し 川瀬太志 (1967年8月10日生)	1990年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2000年5月 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2003年11月 株式会社ルネス・インターナショナル 取締役 2004年4月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 取締役 2005年3月 当社設立 取締役 2009年5月 当社 取締役常務執行役員 2012年12月 当社 取締役常務執行役員事業開発本部長(現任) 2013年1月 株式会社ans 代表取締役(現任) 2018年3月 ハイアス・プロパティマネジメント株式会社 代表取締役(現任) 2018年5月 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役(現任)	普通株式 1,224,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 (再任)	かき うち かず のり 柿 内 和 徳 (1969年10月3日生)	1997年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2004年5月 株式会社エル・シー・エー・リコンストラクション 執行役員 2005年3月 当社設立 取締役 2009年5月 当社 取締役常務執行役員 2012年12月 当社 取締役常務執行役員経営支援本部長（現任） 2018年8月 株式会社LHアーキテクチャ 取締役（現任）	普通株式 1,341,000株
4 (再任)	にし の あつ お 西 野 敦 雄 (1972年8月2日生)	1997年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2005年1月 株式会社LCA-I 取締役 2005年5月 株式会社LCA-I 常務取締役 2010年5月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）常務取締役 2013年9月 当社入社 2014年1月 当社 執行役員経営管理本部長 2014年7月 当社 取締役執行役員経営管理本部長（現任）	普通株式 54,000株
5 (再任)	なか やま ふみ あき 中 山 史 章 (1974年3月21日生)	1997年10月 日興証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社）入社 2001年10月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2005年3月 当社入社 2010年7月 当社 取締役 2011年5月 当社 取締役執行役員経営支援本部副本部長（現任） 2018年4月 株式会社アール・プラス・マテリアル 取締役（現任） 2019年5月 株式会社家価値サポート 取締役（現任）	普通株式 603,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 (再任)	福島 宏 人 (1980年3月21日生)	2003年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2005年3月 当社入社 2012年4月 当社 執行役員 2016年7月 当社 取締役執行役員（現任）	普通株式 395,100株
7 (再任)	鶯飼 達 郎 (1973年12月25日生)	1996年4月 株式会社熊谷組入社 2000年10月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2009年7月 当社入社 2011年5月 株式会社アール・プラス・マテリアル 監査役 2011年11月 当社 執行役員 2013年1月 株式会社ans 取締役（現任） 2015年1月 株式会社HCマテリアル 監査役（現任） 2017年1月 株式会社アール・プラス・マテリアル 取締役（現任） 2017年7月 当社 取締役執行役員（現任） 2018年5月 ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社 取締役（現任） 2019年5月 株式会社家価値サポート 取締役（現任）	普通株式 58,800株
8 (再任) (社外)	荻原 俊 彦 (1963年3月14日生)	1986年4月 株式会社大信販（現株式会社アプラス）入社 1992年10月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）入社 2005年10月 荻原総合事務所設立 代表 2006年2月 当社 監査役 2006年4月 行政書士荻原俊彦事務所設立（現行政書士荻原総合事務所） 代表（現任） 2007年1月 合同会社荻原総合事務所設立 代表社員（現任） 2012年7月 当社 取締役（現任）	普通株式 69,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9 (再任) (社外) (独立)	あか い あつ お 赤 井 厚 雄 (1963年11月24日生)	<p>1987年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>1992年5月 Kidder Peabody & Co.入社</p> <p>1994年5月 モルガン・スタンレー証券会社(現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 入社</p> <p>2008年10月 早稲田大学 研究院客員教授(現任)</p> <p>2010年11月 ミュージックセキュリティーズ株式会社 監査役</p> <p>2013年6月 ミュージックセキュリティーズ株式会社 取締役</p> <p>2014年6月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事(現任)</p> <p>2014年7月 当社 取締役(現任)</p> <p>2014年8月 一般社団法人住宅不動産取引支援機構 代表理事(現任)</p> <p>2015年2月 株式会社ナウキャスト 代表取締役</p> <p>2016年8月 株式会社ナウキャスト 取締役会長(現任)</p> <p>2017年4月 株式会社スマートプラス 常勤監査役(現任)</p>	普通株式 0株
10 (再任) (社外) (独立)	もり た まさ やす 森 田 正 康 (1976年1月14日生)	<p>2006年12月 株式会社ヒトメディア 代表取締役(現任)</p> <p>2011年12月 株式会社トランネット 代表取締役(現任)</p> <p>2014年4月 Classi株式会社 取締役(現任)</p> <p>2014年12月 株式会社エボラブルアジア 監査役(現任)</p> <p>2015年5月 株式会社ヒトトキインキュベーター 代表取締役(現任)</p> <p>株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS 取締役(現任)</p> <p>2015年9月 English Central Inc. 取締役(現任)</p> <p>株式会社オープンエイト 取締役(現任)</p> <p>2016年7月 当社 取締役(現任)</p> <p>2017年9月 株式会社まぐまぐ 監査役(現任)</p> <p>2019年1月 株式会社アルビレックス新潟 取締役(現任)</p>	普通株式 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 荻原俊彦氏、赤井厚雄氏及び森田正康氏は、社外取締役候補者であります。
3. 荻原俊彦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、行政書士の資格を有しており、企業のリスク管理に係る豊富な経験と高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 赤井厚雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、金融機関での豊富な経験に加え、大学教授として幅広く高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 森田正康氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、経営者として豊富な経験と幅広く高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、荻原俊彦氏、赤井厚雄氏及び森田正康氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
7. 赤井厚雄氏及び森田正康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 (再任)	おお づ かず ゆき 大 津 和 行 (1961年3月21日生)	1985年4月 早稲田経営学院(現TAC株式会社)入社 1990年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 2001年6月 株式会社ルネス・インターナショナル 取締役 2004年4月 株式会社エル・シー・エーリコンストラクション 取締役 2005年3月 当社設立 取締役 2012年7月 当社 常勤監査役(現任) 2013年1月 株式会社ans 監査役(現任) 2016年9月 株式会社K-コンサルティング 監査役(現任) 2017年3月 株式会社ウェルハウジング 監査役(現任) 2018年8月 株式会社LHアーキテクチャ 監査役(現任) 2018年11月 SUNRISE株式会社 監査役(現任) 2018年11月 一般財団法人高性能住宅総合保証 監事(現任) 2019年1月 GARDENS GARDEN株式会社 監査役(現任) 2019年5月 株式会社家価値サポート 監査役(現任)	普通株式 1,077,000株

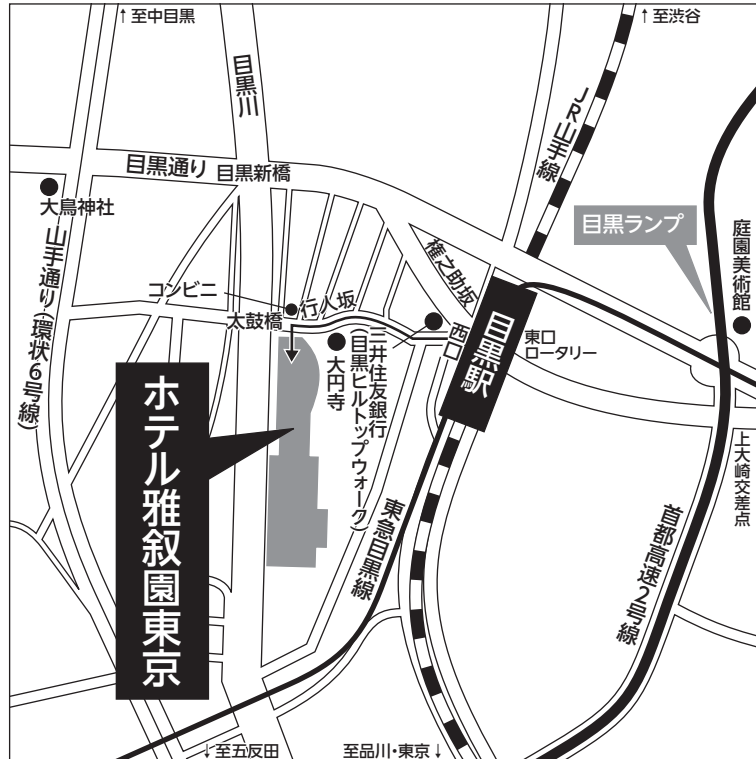
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 (再任) (社外) (独立)	やまもと ひろよし 山本 泰 功 (1961年4月14日生)	1985年4月 高木証券株式会社入社 1987年10月 クレディ・スイス銀行大阪駐在員事務所入行 1997年4月 リンク・インベストメント株式会社入社 2000年6月 同社 取締役 株式会社プリエルリース 取締役 北洋インベストメント株式会社 取締役 2002年12月 リンク・インベストメント株式会社 代表取締役 株式会社プリエルリース 代表取締役 2005年6月 有限会社ウイングスコンサルティング 代表取締役 (現任) 2006年4月 LCA大学院大学 准教授 2006年6月 イーディーコントライブ株式会社 取締役 2009年7月 当社 監査役 (現任) 2010年9月 プール学院大学 (現桃山学院教育大学) 非常勤講師 (現任)	普通株式 18,000株
3 (再任) (社外) (独立)	さかた しんご 坂田 真 吾 (1977年1月23日生)	2004年10月 本間合同法律事務所入所 2009年7月 国税庁・国税不服審判所 国税審判官 2013年7月 本間合同法律事務所復職 2014年11月 当社 監査役 (現任)	普通株式 9,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山本泰功氏及び坂田真吾氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山本泰功氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、会社経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しており、その経験及び見識を当社の経営に対する適切な監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、当社監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 坂田真吾氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、これまで弁護士として法曹界及び国税不服審判所で培われた専門的な経験と豊富な知識を有しており、その経験及び知識を当社の経営に対する適切な監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、当社監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年8ヵ月となります。
5. 当社は、山本泰功氏及び坂田真吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
6. 山本泰功氏及び坂田真吾氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階「飛鳥」
TEL 03-3491-4111



交通 目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約3分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。